園地



全国大会で 2つ 優の

10月10日、アダプテッドスポーツかのやの小西新さん(西 原小6年)と関係者が市役所を訪問しました。これは、8月 に開催された水泳の2つの全国大会で優勝するなど、優秀 な成績を収めたことから行われたもの。小西さんは「色々な 人の支えがあったから優勝することができた」と、喜びの報 告とともに周りの人への感謝の気持ちを話しました。



10月10日、9月に福井県で開催された「第73回国民体育 大会(福井国体)グラウンド・ゴルフ競技会 | の県代表チーム が、市役所を訪問しました。「鹿屋野里」と大崎町の「大崎サ ンダー」で構成された県代表チームは、全国の強豪と堂々と 戦い、団体戦で3位に入賞しました。国体グラウンド・ゴル フ競技の県勢入賞は、今回が初めてとなります。



10月9日、上谷町の小林岳弘さんと関係者らが市役所を 訪問しました。これは、「第12回鹿児島県障害者スポーツ大 会」ボウリング競技(青年の部)で優勝し、10月に開催され る「第18回全国障害者スポーツ大会福井しあわせ元気大会 2018] への出場を決めたことから行われたもの。なお、同 大会で小林さんは準優勝を収めました。

で



10月8日、鹿屋体育大学で「スポーツフェスタinかのや」 が開催されました。これは毎年体育の日に、スポーツに親し んでもらおうと行われているもので、同大学での開催は初め て。この日は大学構内で様々なスポーツが体験できたほか、 同大学体操競技部の演技を間近で見ることができるなど、多 くの親子連れがスポーツを気軽に楽しんでいました。

#### 情報揭示板 知って役立つ



鹿屋市ホームページ(http://www.e-kanoya.net/)

# 12月2日(日)午前は桜島で交通規制が 実施されます(車両の通行ができません)

12月2日(日)に「明治維新150周年記念第39回 ランニング桜島大会」が開催されることから、一部の 道路で車両の通行ができません。ランナーの安全確保 のためにご協力ください。

#### ●交通規制の時間・区間

時間	区間	
9:45 ~ 11:30	「「「「赤水ニご路~Aコーノ桜島店下付近」   県道桜島港黒神線	
10:00 ~ 12:00		

※桜島フェリーは通常運行

□ランニング桜島大会実行委員会 (鹿児島市スポーツ課内) Tel 099-803-9621

# 11月から税理士による無料電 話相談を休止しています

南九州税理士会が平日に実施していた税金に関する 無料電話相談「もしもし税金相談室」は、当分の間休 止します。

◎南九州税理士会 TL 096-372-1151

# 自衛官の採用年齢が引き上げ られました

10月1日(月)から、自衛官候補生及び一般曹候補 生の採用年齢が、「18歳以上27歳未満」から「18歳 以上33歳未満」に引き上げられました。

過自衛隊鹿児島地方協力本部鹿屋地域事務所 Tel 0994-42-4386

# 労働者を雇う事業主は 労働保険に加入してください

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。 労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労 災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

労働保険には、労働者が業務災害にあったときや失 業したときだけでなく、在職中の高年齢者・育児休業中・ 介護休業中の人への給付制度や、職業の資格取得に関 する費用を助成する教育訓練給付制度、事業主の人が 利用できる各種助成金制度もあります。

未加入の事業主の人は早急にお手続きください。

同ハローワークかのや TEL 0994-42-4135

## 11月21日(水)11時~ **Jアラート試験放送**



防災行政無線等でJアラート(全国瞬時警報システ ム)の試験放送が流れます。戸別受信機などの電源を 切っていても自動的に作動し、最大音量で放送されます。

□市安全安心課 TEL 0994-31-1124

## 12月11日(火)・12日(水)は市文化 会館・市中央公民館が停電します

市中央公民館では電話や FAX が不通になりますので、 停電している間の市中央公民館に関することは、市生 涯学習課にお問い合わせください。

◎市生涯学習課 TEL 0994-31-1138

## 国保のはり・きゅう、マッサージ等の療養費 を「代理受領」できる施術所が限定されます

平成31年1月1日(火・祝)から、医師の同意書に 基づく神経痛・腰痛症等のはり・きゅうの施術、筋ま ひや関節拘縮等のあん摩マッサージの施術を、国民健 康保険により受ける場合の療養費を「代理受領」でき る施術所が、地方厚生局等と「受領委任の契約」を結 んだ施術所に限定されますので、ご注意ください。

## ●代理受領

施術所に施術料等の自己負担分のみ支払い、療養費 は患者の委任に基づき、施術所等が受領

#### ●償環払い

患者が施術所に施術料の全額を支払った後、自ら保 険者へ自己負担分以外の請求を行い、保険者負担分を 療養費として受領

●平成30年12月31日(月)まで

「代理受領」と「償還払い」の両方が可能 ●平成31年1月1日(火・祝)から

地方厚生局等と「受領委任の契約」を結んだ施術所 に限り「代理受領」が可能となり、それ以外の施術所 は「償還払い」のみ可能

区分	H30.12/31(月)まで	H31.1/1 (火・祝)から
代理受領	0	地方厚生局等と「受領 委任の契約」を結んだ 施術所に限り可能
償還 払い	0	0

※「受領委任の契約」の状況は、利用する施術所に直 接ご確認ください。

□市健康保険課 TEL 0994-31-1162

## 勤務先の健康保険を喪失したとき は、14日以内に届け出てください

勤務先の健康保険(協会けんぽ、国保組合、船員保 険など)、後期高齢者医療制度、生活保護の適用を受け ていない人は、職業や年齢に関係なく国民健康保険に 加入する必要があります。

退職により勤務先の健康保険を喪失したとき、被扶 養者でなくなったとき、市外から転入してきたときな どは、14日以内に届け出を行ってください。

届け出が遅れると、医療費を全額自己負担しなけれ ばならない場合や保険料をさかのぼって納めなければ ならない場合があります。

●届出場所

市健康保険課、各総合支所住民サービス課

## ●必要なもの

- ○社会保険資格喪失連絡票又は社会保険の離脱を証明 できるもの
- ○印鑑(認印可、シャチハタ等のスタンプ印不可)
- ○来庁者の身分証明書(運転免許証等顔写真付きのも のは1点、顔写真無しのものは2点)
- ○マイナンバー通知カード等(世帯主及び対象者分)
- ○委任状(同一世帯以外の代理人が届け出を行う場合)
  - ・勤務先の健康保険を喪失したとき
  - 被扶養者でなくなったとき
  - ・市外から転入してきたとき

など



市健康保険課又は各総合支所住民サービス課

□市健康保険課 TEL 0994-31-1162

5 KANOYA CITY PUBLIC RELATIONS Vol.309 November 2018 4